

令和 8 年度綾川町 20 歳の集い記念映像制作委託業務仕様書

1. 業務名

令和 8 年度綾川町 20 歳の集い記念映像制作委託業務

2. 業務概要

本業務における告示の「2. 業務の概要」の「(2) 業務の目的」のとおり

3. 業務委託内容

業務の内容は次のとおりとする。本仕様書に記載されている業務以外で、目的に資する業務がある場合は、当該業務に含めるものとする。

(1) 動画の企画及び構成

プロポーザルでの提案内容を基に、発注者と協議を行い、内容を決定する。決定した内容に適した、テロップ、BGM 及びイラスト（絵コンテ含む）等を制作すること。

受託者は、発注者（綾川町）から提供される素材（写真、恩師からのメッセージ、企業メッセージ及び町旗データ等）をもとに、以下の各映像をすべて制作すること。

① 思い出ビデオ

20 歳を迎える方々の小中学生時代の写真を用いること。

映像時間：約 7 分

ビデオ形式：MPEG4（フル HD 推奨）

学校数 6 校（小学校 5 校、中学校 1 校）

② 恩師からのメッセージ動画

小中学校時代の恩師から寄せられたビデオメッセージの編集・構成をすること。複数名の映像を違和感なく繋ぎ、テロップ等の装飾を行うこと。動画の縦横サイズは、事前に発注者と協議すること。

映像は、恩師本人に撮影してもらい、恩師とのやり取りは発注者が行う。

映像時間：約 2 分 ～ 4 分

ビデオ形式：MPEG4（フル HD 推奨）

想定人数：5 名

③ 壇上背景用 画像（または静止画データ）

記念映像を上映していない合間に、演題名、国旗及び町旗の画像を画面上に適正な配置で表示させる画像を制作すること。

ただし、町旗の画像データは発注者より提供する。

画像形式：JPEG（高解像度画像データ）又は MPEG4（フル HD 推奨）

④ 国歌斉唱用 映像

音源は綾川町立綾川中学校吹奏楽部による演奏を使用予定。綾川町立綾川中学校への撮影許可申請及び撮影は発注者が行う。

映像時間：国歌の演奏時間に準ずる

ビデオ形式：国旗（JPEG）及び演奏動画（MPEG4（フル HD 推奨））

⑤ 企業からのメッセージ動画（式典前投影用）

町内企業から寄せられたお祝い・応援メッセージをまとめ、式典前の会場で投影・ループ再生するための動画を制作すること。

映像は、各企業に撮影してもらい、企業とのやり取りは発注者が行う。

ビデオ形式：MPEG4（フル HD 推奨）

映像時間：約 5 分（ただし、提供素材の数により変更する可能性あり）

想定企業数：15 社

⑥ その他特記事項

映像に使用する BGM 等については、著作権法に基づき必要に応じて適切な処理を行うこと。

制作にあたっては、事前に構成案を作成し、発注者の承認を得るものとする。また、試作品の段階で発注者による確認・修正を行い、スクリーンでの上映品質を完全に担保すること。

（２） 取材及び撮影

企画構成に基づき、発注者からの提供素材以外に映像制作に必要な取材又は撮影があれば、発注者の承認を得たうえで行うこと。この際、撮影に係る肖像権及び著作権の処理を行うこと。

（３） 編集

映像の加工、編集、BGM、音声及びテロップ挿入等の編集作業等を行うこと。

完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示等の機会を設けること。

（４） 動画の規格

① 映像データは 4K 解像度(3840×2160) および フル HD 解像度(1920×1080)の両方を作成し、それぞれ納品すること。

② 画面縦横比は 16：9 とする。

（５） 動画の内容

① ターゲット

綾川町 20 歳の集い参加者（今年度 20 歳となる世代）とする。

② コンセプト

ターゲットに対し、小・中学生時代の思い出を振り返るとともに、綾川町の風景や町内企業を紹介するなど町の魅力再発見又は将来的な U ターンや関係人

口につながるような、インパクトがありユーモアを含んだ内容であること。

③ 構成

- (ア) ターゲットの目線に立ち、一生に一度の思い出に残るように綾川町で過ごした小・中学生時代を振り返りつつ、本町が魅力ある場所であることを伝える又は再認識するような内容とすること。
- (イ) 式典内容や本町のイメージに合った音源を制作又は選曲し挿入すること。
- (ウ) 必要に応じ、テロップを挿入すること。その場合、原則日本語を使用すること。
- (エ) コンプライアンスを遵守し、特定の個人や団体の権利や人格を侵害しない内容とすること。
- (オ) 前例にとらわれず、斬新かつ独創的で話題性があること。
- (カ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に定める合意的配慮について十分考慮すること。その他ユニバーサルデザインに配慮すること。

(6) 納品

- ① 場所 〒761-2392
香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町役場教育委員会生涯学習課
- ② 期限 令和 8 年 12 月 15 日（火）
- ③ その他 納品後、発注者が行う式典のリハーサルに立ち合い、不備等あれば補正を行うこと。

(7) 成果物

No	内容	形式	数量	単位
1	式典上映用映像一式 (※思い出ビデオ、各メッセージ動画等) ※コピーガードは行わず、発注者がパソコン等により複製できるようにすること。	MPEG4(4K 及びフル HD の両方)	1	式
2	式典壇上背景画像一式	JPEG 又は MPEG4	1	式

4. 著作権

(1) 著作権の帰属等

本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第

21 条（複製権）から第 28 条（二次的著作物の利用に関する著作権の権利）までに規定する全ての権利）については、発注者に帰属するものとする。

（2） 著作者人格権の不行使

受託者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

（3） 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

（4） 第三者との紛争処理

本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

（5） 使用承諾の条件について

使用承諾に当たっては、変更・切除その他の改変を行わないことを前提条件とする。ただし、成果物を放送する番組の宣伝のために放送局等が使用する場合など、受託者が特に必要と認める場合を除く。

（6） その他の事項

著作物の取扱いについては、本仕様書に記載のないその他の事項については、町と受託者が協議のうえ処理する。

5. その他

（1） 業務の実施に当たっては、発注者と十分に打合せを行い、発注者の承諾を得たうえで行うこと。

（2） 受託者は、受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる業務については、発注者と協議のうえ、その一部を委託することができる。

（3） 発注者は業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

（4） 業務の実施に当たって、個人情報を取り扱う場合には、改正個人情報保護法等に基づき、その取扱いに十分注意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。